

(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業における 実施方針等の公表について

本市では、子育て環境をより一層充実させ、子どもたちの健やかな育ちと学びや子育て家庭を支援するため、令和10年8月に開始予定の全員制中学校給食の実施に向けて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法という」)第7条に基づく特定事業として「(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業」を選定するとともに、本事業を実施する事業者を選定することを予定しています。

このため、PFI法第5条に基づき、特定事業の実施に関する方針(以下、「実施方針」という。)を定め、本市が事業者を求めるサービス内容や水準を示した「要求水準書(案)」とともに公表します。

また、事業者に対して、実施方針及び要求水準書(案)(以下、「実施方針等」という。)に関する質問・意見と個別対話の申込みを受け付けます。

1 公表する文書

次の資料を、本市のホームページ^{※1}への掲載により、公表します。

- ・(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業「実施方針」^{※2}
- ・(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業「要求水準書(案)」^{※3}

※1 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000333811.html>

実施方針等は、上記ホームページからダウンロードしてください。また、データ容量が大きい測量図等の一部資料は、配付を希望する事業者にDVD-Rで提供します(提供方法等は上記ホームページを参照)。

※2 実施方針とは、本市がPFI法に基づく特定事業として選定する前に、応募を予定する事業者に対して、本市がどのような事業範囲、事業方式、参加資格要件、スケジュールで実施しようとしているのかを事前に示し、意見を求めるために公表するものです。

※3 要求水準書とは、本市が本事業に望む具体的な性能を示す資料で、事業者はこれに基づいて提案を作成します。この度は応募を予定する事業者から意見を求めるために「案」の段階で事前に公表するものです。

2 実施方針等に関する質問・意見の募集

(1) 受付期間

令和6年11月1日(金)から同年11月15日(金)16時まで

(2) 提出方法

質問や意見を簡潔にまとめ、件名を「(企業名・質問書)京都市学校給食センター整備運営事業」とし、実施方針等に関する質問及び意見書(様式1)に記入のうえ、添付ファイルにて電子メールにより提出してください。

➤提出先: taiken@edu.city.kyoto.jp

(3) 質問・意見に対する回答

質問・意見に対する回答は、企業情報等に関わるものを除き、令和6年12月6日(金)以降に、本市ホームページで公表します。

3 個別対話への参加者の募集

(1) 受付期間

令和6年11月1日(金)から同年12月13日(金)16時まで

(2) 参加方法

参加希望者は、件名を「(企業名・個別対話申込)京都市学校給食センター整備運営事業」とし、個別対話申込書(様式2-1及び様式2-2)に記入のうえ、添付ファイルにて電子メールにより提出してください。

➤提出先: taiken@edu.city.kyoto.jp

(3) 実施日時等

個別対話の実施日時は、原則、先着順として、参加申込みのあった者に対して以下の日程から、別途、連絡。

➤個別対話: 令和6年12月23日(月)から同年12月27日(金)まで

(4) その他

個別対話は、あくまで参加者との意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる可能性あることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公表しないものとします。

なお、対話の進め方や留意事項等は、実施方針を確認してください。

4 問合せ先

〒605-0004 京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有濟小学校内
京都市教育委員会事務局体育健康教育室 (TEL: 075-585-4888、担当: 山本・新谷)

(仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業「実施方針」の概要

1 事業目的

本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な施設整備や運営環境の創出ができるPFI法に基づく事業手法を導入することで、市の財政負担の縮減を図りつつ、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的とします。

2 事業方式

BTO方式（事業者が施設建設後、市に所有権移転を行う）

3 事業期間

事業契約締結日から令和25年7月末日まで

（内訳）設計・建設期間：令和7年10月～令和10年6月（約32か月）

※ただし配膳室新築・改築業務は令和12年3月まで

本件施設等の所有権移転：令和10年6月（配膳室を除く）

開業準備期間：令和10年7月～令和10年8月（約2か月）

維持管理・運営期間：令和10年8月下旬～令和25年7月（約14年11か月）

4 業務範囲

- 設計・建設業務（設計、建設、工事監理等）
- 開業準備業務（調理・配送リハーサル等）
- 維持管理業務（建築物等保守管理業務、清掃・警備業務等）
- 運営業務（調理業務、配送・回収業務等）

5 (仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業のスケジュール（予定）

	日程	内容
令和6年	11月1日（金）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
	11月15日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付期限
	12月6日（金）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
	12月13日（金）	個別対話の受付期限
	12月23日（月）～27日（金）	個別対話の実施
令和7年	1月下旬	特定事業の選定の公表 入札公告及び入札説明書等の公表
	2月上旬	給食センター施設用地の現地見学会
	2月下旬	入札説明書等に関する質問受付期限
	3月中旬	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
	4月上旬	個別対話の実施
	4月中旬	入札参加資格審査書類の受付期限
	4月下旬	入札参加資格審査結果の通知
	6月上旬	入札及び提案書の受付期限
	7月上旬	提案書に関するヒアリング
	7月中旬	落札者の決定及び公表
	8月上旬	落札者との基本協定締結
	8月下旬	特別目的会社との事業契約の仮契約締結
10月下旬	京都市会の承認による事業契約の成立	

※別途、令和6年11月に債務負担行為を設定するための予算案（補正）を上程